

妊娠から子育てまでの切れ目のない支援について

- 国は、妊娠・出産・育児に関する不安の解消に向け、子育て世代包括支援センターの全国展開（全国の区市町村が実施）など、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援体制の構築に向けた取組を推進

<国の取組>

○子育て世代包括支援センター（平成29年4月1日施行の改正母子保健法により努力義務化）

- ・保健師等（保健師、助産師、看護師、ソーシャルワーカー）を配置しきめ細かな相談支援等を実施

①妊産婦等の支援に必要な実情の把握	②妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
③保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整	④支援プランの策定

○母子に対する支援策の充実

- ・産後ケア事業や産前・産後サポート事業 等
- ・産婦健康診査事業（平成29年度新規）

都の取組について

- 都は妊娠期からの切れ目のない支援体制の構築を目指し、区市町村への支援や広域的な事業等を実施

ゆりかご・とうきょう事業 （平成27年度開始）

- ・全ての妊婦に対し専門職が面接を行い、心身や家庭の状況、支援ニーズを把握
- ・必要に応じて支援プランを作成し、継続的な相談支援を実施
- ・都独自の財政支援（育児パッケージ、専門職人件費、産後ケア事業、産前・産後サポート事業等）

区市町村の人材育成

- ・区市町村の母子保健担当職員等向けに母子保健研修を実施（平成29年度全10回）
- ・医療機関職員及び児童相談所職員向けに児童虐待対応研修を実施（〃全7回）

妊娠相談ほっとライン （平成26年度開始）

- ・妊娠や出産に関する悩みの相談に看護師等の専門職が対応（電話・メール）
- ・相談内容に応じ、関係機関を紹介するとともに保健センター等への相談を勧奨
- ・月曜日～土曜日の午前10時から午後10時まで対応（元日を除く）